

令和 3 年度 放射線取扱主任者試験

正誤票

試験日 試験区分	令和3年8月18日 1時限目 (10:00~11:15) 第1種 第2種
課目	法令
板書事項	ページ : 15 問題番号 : 30 ・ 誤 … <input type="checkbox"/> A ~ <input type="checkbox"/> D に該当する <u>数値</u> について… ・ 正 … <input type="checkbox"/> A ~ <input type="checkbox"/> D に該当する <u>語句</u> について…

第 1 種 法 令

放射性同位元素等の規制に関する法律に関する課目

試験が始まる前に、このページの記載事項をよく読んでください。裏面以降の試験問題は、指示があるまで見てはいけません。

1 試験時間：10:00～11:15（1時間15分）

2 問題数：五肢択一式 30問（60点満点）（15ページ）

3 注意事項：

- ① 机の上に出してよいものは、受験票、鉛筆又はシャープペンシル（HB又はB）、鉛筆削り、消しゴム、時計（計算機能・通信機能・辞書機能等の付いた時計は不可）に限ります。
- ② 計算機（電卓）、定規及び下敷きの使用は認めません。
- ③ 不正行為等を防止するため、携帯電話等の通信機器は、必ず、電源を切ってカバン等の中に入れてください。
- ④ 問題用紙の印刷不鮮明、ページの落丁・乱丁又は解答用紙の汚れなどに気付いた場合は、手を挙げて試験監督員に知らせてください。なお、試験問題の内容に関する質問にはお答えできません。
- ⑤ 試験終了の合図があったら、ただちに筆記用具を置いてください。
なお、試験監督員が解答用紙を集め終わるまで、席を離れてはいけません。
- ⑥ 問題用紙は持ち帰って結構です。
- ⑦ 不正行為を行った者は、受験資格を失ったものとみなし、試験室からの退出を命じます。また、試験終了後に不正行為を行ったことが発覚した場合、試験実施時にさかのぼり受験資格を失ったものとみなします。

4 解答用紙（マークシート）の取扱いについて：

- ① 解答用紙を折り曲げたり汚したりしないでください。また、所定の欄以外の余白には、何も記入しないでください。
- ② 筆記用具は、鉛筆又はシャープペンシル（HB又はB）を使用してください。また、記入を訂正する場合は、消しゴムできれいに消してください。
- ③ 解答用紙の所定の欄に氏名・受験地・受験番号を忘れずに記入してください。特に、受験番号は受験票と照合して間違えないよう記入してください。
- ④ 解答は、1つの問いに対して、1つだけ選択（マーク）してください。2つ以上選択している場合は、採点されません。

放射性同位元素等の規制に関する法律（以下「放射性同位元素等規制法」という。）及び関係法令について解答せよ。ただし、問題文の『 』内の文章は、放射性同位元素等規制法又は関係法令の条文を示し、項数は算用数字、号数は()つきの算用数字で表す。条文は問に応じて、漢字をひらがな、上下を左右などにおきかえ、また、一部を省略して示す。

次の各問について、5つの選択肢のうち、適切な答えを 1つだけ 選び、注意事項に従って解答用紙に記入せよ。

問1 放射性同位元素等規制法の目的に関する次の文章の ～ に該当する語句について、放射性同位元素等規制法上定められているものの組合せは、下記の選択肢のうちどれか。

『第1条 この法律は、原子力基本法の本質にのっとり、放射性同位元素の使用、販売、貸貸、廃棄その他の取扱い、放射線発生装置の使用及び放射性同位元素又は放射線発生装置から発生した放射線によって汚染された物（以下「」という。）の その他の取扱いを規制することにより、これらによる放射線障害を防止し、及び を防護して、公共の安全を確保することを目的とする。』

	<input type="text" value="A"/>	<input type="text" value="B"/>	<input type="text" value="C"/>
1	放射性汚染物	廃棄	特定放射性同位元素
2	放射化物	廃棄	特定放射性同位元素
3	放射化物	保管	特定放射性同位元素
4	放射化物	保管	放射線施設に立ち入る者
5	放射性汚染物	廃棄	放射線施設に立ち入る者

問2 用語の定義に関する次の記述のうち、放射性同位元素等規制法上定められているものの組合せはどれか。

- A 廃棄作業室とは、「放射性同位元素等を焼却した後その残渣を焼却炉から搬出し、又は放射性同位元素によって汚染された物で密封されていないものの詰替えをする作業を行う室」をいう。
- B 汚染検査室とは、「人体又は作業衣、履物、保護具等人体に着用している物の表面の放射性同位元素による汚染の検査を行う室」をいう。
- C 排気設備とは、「排気浄化装置、排風機、排気管、排気口等気体状の放射性同位元素等を浄化し、又は排気する設備」をいう。
- D 固型化処理設備とは、「粉碎装置、圧縮装置、混合装置、詰込装置等放射性同位元素等をコンクリートその他の固型化材料により固型化する設備」をいう。

- 1 ABCのみ 2 ABのみ 3 ADのみ 4 CDのみ 5 BCDのみ

問3 使用の許可に関する次の記述のうち、放射性同位元素等規制法上正しいものの組合せはどれか。

なお、セシウム137の下限数量は10キロボクレル、コバルト60の下限数量は100キロボクレルであり、かつ、それぞれの濃度は、原子力規制委員会の定める濃度を超えるものとする。

- A 1個当たりの数量が、100メガベクレルの密封されたセシウム137を装備した照射装置を1台のみ使用しようとする者は、原子力規制委員会の許可を受けなければならない。
- B 1個当たりの数量が、100メガベクレルの密封されたコバルト60を3個で1組として装備し、その1組をもって照射する機構を有するレベル計1台のみを使用しようとする者は、原子力規制委員会の許可を受けなければならない。
- C 1個当たりの数量が、10メガベクレルの密封されたセシウム137を装備したレベル計を1台及び1個当たりの数量が、100メガベクレルの密封されたコバルト60を装備したレベル計を1台使用しようとする者は、原子力規制委員会の許可を受けなければならない。
- D 1個当たりの数量が、10メガベクレルの密封されたセシウム137を装備した照射装置を1台及び1個当たりの数量が、10メガベクレルの密封されたコバルト60を装備した密度計を10台使用しようとする者は、原子力規制委員会の許可を受けなければならない。

- 1 ABCのみ 2 ABのみ 3 ADのみ 4 CDのみ 5 BCDのみ

問4 次のうち、表示付認証機器の使用をする者（当該表示付認証機器に係る認証条件に従った使用、保管及び運搬をするものに限る。）が、当該表示付認証機器の使用の開始の日から30日以内に、原子力規制委員会に届け出なければならない事項として、放射性同位元素等規制法上定められているものの組合せはどれか。

- A 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- B 使用の目的及び方法
- C 使用の場所
- D 表示付認証機器の使用をする施設の位置、構造及び設備

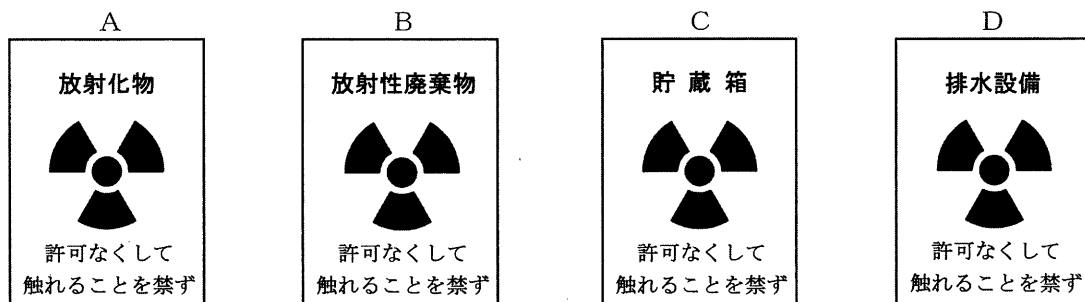
- 1 ABCのみ 2 ABのみ 3 ADのみ 4 CDのみ 5 BCDのみ

問5 次のうち、届出賃貸業者が、あらかじめ、原子力規制委員会に届け出なければならない変更事項として、放射性同位元素等規制法上定められているものの組合せはどれか。

- A 賃貸事業所の所在地
- B 放射性同位元素の保管の委託先の氏名又は名称
- C 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- D 放射性同位元素の種類

- 1 ABCのみ 2 ABのみ 3 ADのみ 4 CDのみ 5 BCDのみ

問6 次の標識のうち、放射性同位元素等規制法上定められているものの組合せはどれか。ただし、この場合、放射能標識は産業標準化法の日本産業規格によるものとし、その大きさは放射性同位元素等規制法上で定めるものとする。



- 1 ABCのみ 2 ABのみ 3 ADのみ 4 CDのみ 5 BCDのみ

問7 使用施設の技術上の基準に関する次の記述のうち、密封された放射性同位元素を使用する場合に、その旨を自動的に表示する装置及びその室に人がみだりに入ることを防止するインターロックを設けなければならない放射性同位元素の数量を示す記述として、放射性同位元素等規制法上定められているものの組合せは、次のうちどれか。

自動表示装置	インターロック
1 100 ギガベクレル以上	400 テラベクレル以上
2 100 ギガベクレルを超える	400 テラベクレルを超える
3 400 ギガベクレル以上	400 テラベクレル以上
4 400 ギガベクレル以上	100 テラベクレル以上
5 400 ギガベクレルを超える	100 テラベクレルを超える

問8 放射化物保管設備の技術上の基準に関する次の記述のうち、放射性同位元素等規制法上定められているものの組合せはどれか。

- A 放射化物保管設備は、外部と区画された構造とすること。
- B 放射化物保管設備の扉、蓋等外部に通ずる部分には、鍵その他の閉鎖のための設備又は器具を設けること。
- C 放射化物保管設備には、汚染の検査のための放射線測定器及び汚染の除去に必要な器材を備えること。
- D 放射化物保管設備には、出入りする者を常時監視するための設備を設けること。

- 1 ACDのみ 2 ABのみ 3 ACのみ 4 BDのみ 5 BCDのみ

問9 次のうち、使用施設等に標識を付ける箇所として、放射性同位元素等規制法上定められているものの組合せはどれか。

- A 放射性同位元素又は放射線発生装置の使用をする室の出入口又はその付近
- B 表示付認証機器の使用をする室の出入口又はその付近
- C 保管廃棄設備の外部に通ずる部分又はその付近
- D 事業所の境界の出入口又はその付近

- 1 ACDのみ 2 ABのみ 3 ACのみ 4 BDのみ 5 BCDのみ

問10 次の密封された放射性同位元素の使用の目的のうち、あらかじめ、その旨を原子力規制委員会に届け出ることにより、許可使用者が一時的に使用の場所を変更して使用できる場合として、放射性同位元素等規制法上定められているものの組合せはどれか。

- A ガンマ線密度計による物質の密度の調査
- B エレクトロン・キャプチャ・ディテクタを用いた食品中の残留農薬成分の調査
- C ガスクロマトグラフによる空気中の有害物質等の質量の調査
- D 蛍光エックス線分析装置による物質の組成の調査

1 ACDのみ 2 ABのみ 3 ACのみ 4 BDのみ 5 BCDのみ

問11 次のうち、変更の許可を要しない軽微な変更に該当する事項として、放射性同位元素等規制法上定められているものの組合せはどれか。

- A 使用の目的の変更
- B 貯蔵施設の貯蔵能力の減少
- C 放射線発生装置の台数の減少
- D 管理区域の拡大及び当該拡大に伴う管理区域の境界に設ける柵その他の人がみだりに立ち入らないようにするための施設の位置の変更（工事を伴わないものに限る。）

1 ACDのみ 2 ABのみ 3 ACのみ 4 BDのみ 5 BCDのみ

問12 認証の基準に関する次の文章の ～ に該当する語句について、放射性同位元素等規制法上定められているものの組合せは、下記の選択肢のうちどれか。

『第 12 条の 3 原子力規制委員会又は登録認証機関は、設計認証又は特定設計認証の申請があった場合において、当該申請に係る 並びに 、保管及び運搬に関する条件が、それぞれ原子力規制委員会規則で定める放射線に係る の確保のための技術上の基準に適合していると認めるときは、設計認証又は特定設計認証をしなければならない。』

	<input type="text" value="A"/>	<input type="text" value="B"/>	<input type="text" value="C"/>
1	構造	製造	安全性
2	設計	製造	信頼性
3	構造	使用	信頼性
4	設計	使用	安全性
5	構造	使用	安全性

問13 新たに許可使用者となった者のうち、放射性同位元素等規制法上、施設検査の対象となるものの組合せは、次のうちどれか。ただし、下限数量は、放射性同位元素の種類に応じて、下表に掲げる数量である。

- A 密封されていない窒素13のみを使用する者であって、10テラベクレルの貯蔵能力の貯蔵施設を有するもの
- B 密封されていない銅64のみを使用する者であって、10テラベクレルの貯蔵能力の貯蔵施設を有するもの
- C 密封されていないセシウム137（放射平衡中の子孫核種を含む。）のみを使用する者であって、10ギガベクレルの貯蔵能力の貯蔵施設を有するもの
- D 密封されていないラジウム226（放射平衡中の子孫核種を含む。）のみを使用する者であって、10メガベクレルの貯蔵能力の貯蔵施設を有するもの

放射線を放出する同位元素の種類		数量 (Bq)
核種	化学形等	
^{13}N		1×10^9
^{64}Cu		1×10^6
^{137}Cs	放射平衡中の子孫核種を含む。	1×10^4
^{226}Ra	放射平衡中の子孫核種を含む。	1×10^4

- 1 AとB 2 AとC 3 BとC 4 BとD 5 CとD

問14 密封されていない放射性同位元素のみの使用をする特定許可使用者が受けなければならない定期検査の期間として、放射性同位元素等規制法上定められているものは、次のうちどれか。

- 1 密封されていない放射性同位元素のみの使用を開始した日から1年以内
- 2 設置時施設検査に合格した日又は前回の定期検査を受けた日から3年以内
- 3 平成13年4月1日以後5年ごとに区分した各期間
- 4 前回の定期検査を受けた日から5年以内
- 5 設置時施設検査に合格した日から10年以内

問15 次の放射性同位元素の表面密度限度として、放射性同位元素等規制法上正しいものの組合せはどれか。

放射性同位元素	表面密度限度 (ベクレル毎平方センチメートル)
A プロメチウム147	40
B タリウム204	4
C ポロニウム210	4
D キュリウム244	0.4

1 AとB 2 AとC 3 BとC 4 BとD 5 CとD

問16 密封されていない放射性同位元素の使用の基準に関する次の記述のうち、放射性同位元素等規制法上定められているものの組合せはどれか。

- A 作業室内の人が常時立ち入る場所における人が呼吸する空気中の放射性同位元素の濃度は、放射性同位元素によって汚染された空気を浄化し、又は排気することにより、空气中濃度限度を超えないようにすること。
 - B 作業室から退出するときは、人体及び作業衣、履物、保護具等人体に着用している物の表面の放射性同位元素による汚染を検査し、かつ、その汚染を除去すること。
 - C 作業室から放射性同位元素を持ち出すときは、容易に開封できない構造の容器に入れること。
 - D 放射化物で、当該物に含まれる放射線を放出する同位元素の濃度が原子力規制委員会の定める濃度を超過しているものは、管理区域から持ち出さないこと。
- 1 AとB 2 AとC 3 BとC 4 BとD 5 CとD

問17 L型輸送物に係る技術上の基準に関する次の記述のうち、A型輸送物に係る技術上の基準として、放射性同位元素等規制法上定められているものの組合せはどれか。

- A 表面の放射性同位元素の密度が輸送物表面密度を超えないこと。
 - B 表面に不要な突起物がなく、かつ、表面の汚染の除去が容易であること。
 - C 表面における1センチメートル線量当量率の最大値が5マイクロシーベルト毎時を超えないこと。
 - D 開封されたときに見やすい位置（当該位置に表示を有することが困難である場合は、放射性輸送物の表面）に「放射性」又は「RADIOACTIVE」の表示を有していること。
- 1 AとB 2 AとC 3 BとC 4 BとD 5 CとD

問18 外部被ばくによる線量の測定に関する次の記述のうち、放射性同位元素等規制法上正しいものの組合せはどれか。ただし、中性子線による被ばくはないものとする。

- A 線量が最大となるおそれのある部分が、頭部及びけい部から成る部分である場合、当該部分のみについて、1センチメートル線量当量及び70マイクロメートル線量当量を測定する。
- B 線量が最大となるおそれのある部位が、手部である場合、当該部位について、70マイクロメートル線量当量を測定する。
- C 線量が最大となるおそれのある部位が、大たい部である場合、胸部について測定することとされる男子にあつては、大たい部のみについて、1センチメートル線量当量及び70マイクロメートル線量当量を測定する。
- D 線量が最大となるおそれのある部位が、腹部である場合、腹部について測定することとされる女子にあつては、当該部位のみについて、1センチメートル線量当量及び70マイクロメートル線量当量を測定する。

- 1 AとB 2 AとC 3 BとC 4 BとD 5 CとD

問19 放射線障害予防規程に関する次の記述のうち、放射性同位元素等規制法上正しいものの組合せはどれか。

- A 許可使用者は、放射性同位元素の使用を開始する前に、放射線障害予防規程を作成し、原子力規制委員会に届け出なければならない。
- B 届出使用者は、放射線障害を受けた者又は受けたおそれのある者に対する保健上必要な措置に関する事項について定めなければならない。
- C 特定許可使用者は、放射線障害の防止に関する業務の改善について定めなければならない。
- D 届出販売業者は、放射線障害予防規程を変更したときは、変更の日から30日以内に、変更後の放射線障害予防規程を添えて、原子力規制委員会に届け出なければならない。

- 1 ABCのみ 2 ABDのみ 3 ACDのみ 4 BCDのみ 5 ABCDすべて

問20 放射線障害を防止するために必要な教育及び訓練に関する次の記述のうち、放射性同位元素等規制法上正しいものの組合せはどれか。ただし、対象者には、教育及び訓練の項目又は事項の全部又は一部に関し十分な知識及び技能を有していると認められる者は、含まれていないものとする。

- A 放射線業務従事者が初めて管理区域に立ち入る前に行わなければならない教育及び訓練の時間数は定められている。
- B 放射線業務従事者が管理区域に立ち入った後、前回の教育及び訓練を行った日の属する年度の翌年度の開始の日から1年以内に行わなければならない教育及び訓練の時間数は定められている。
- C 取扱等業務に従事する者であって、管理区域に立ち入らないものが取扱等業務を開始する前に行わなければならない教育及び訓練の時間数は定められている。
- D 見学のため管理区域に一時的に立ち入る者に対する教育及び訓練の時間数は定められている。

1 ACDのみ 2 ABのみ 3 ACのみ 4 BDのみ 5 BCDのみ

問21 放射線業務従事者の健康診断に関する次の記述のうち、放射性同位元素等規制法上正しいものの組合せはどれか。

- A 管理区域に立ち入った後の眼の検査又は検診は、医師が必要と認める場合に限り行うこと。
- B 管理区域に立ち入った後の皮膚の検査又は検診は、医師が必要と認める場合に限り行うこと。
- C 管理区域に立ち入る前の皮膚の検査又は検診は、医師が必要と認める場合に限り行うこと。
- D 放射性同位元素により皮膚の創傷面が汚染されたおそれのあるときは、医師が必要と認める場合に限り健康診断を行うこと。

1 ACDのみ 2 ABのみ 3 ACのみ 4 BDのみ 5 BCDのみ

問22 次のうち、届出販売業者が放射線障害の防止に関する帳簿を備え、記載しなければならない事項の細目として、放射性同位元素等規制法上定められているものの組合せはどれか。

- A 放射性同位元素の受入れ又は払出しの年月日及び相手先の氏名又は名称
- B 放射性同位元素の保管の期間、方法及び場所
- C 放射性同位元素の保管の委託の年月日、期間及び委託先の氏名又は名称
- D 保管を委託した放射性同位元素の種類及び数量

1 ABDのみ 2 ABのみ 3 ACのみ 4 CDのみ 5 BCDのみ

問23 密封された放射性同位元素（表示付認証機器又は表示付特定認証機器に装備されているものを除く。）の譲渡し、譲受け等の制限に関する次の記述のうち、放射性同位元素等規制法上正しいものの組合せはどれか。

- A 許可使用者が、その許可証に記載された種類の放射性同位元素を、他の許可使用者に譲り渡した。ただし、譲り渡す放射性同位元素は、譲り受ける許可使用者の許可証に記載された種類であり、かつ許可証に記載された貯蔵施設の貯蔵能力の範囲内であるものとする。
- B 届出使用者が、その届け出た種類の放射性同位元素を、その届け出た貯蔵施設の貯蔵能力の範囲内で譲り受けた。
- C 許可を取り消された許可使用者が、その許可を取り消された日に所有していた放射性同位元素を、許可の取消しの日から10日後に輸出した。
- D 届出販売業者が、その届け出た種類の放射性同位元素を、譲り受けた。

- 1 ABCのみ 2 ABDのみ 3 ACDのみ 4 BCDのみ 5 ABCDすべて

問24 放射線取扱主任者の選任に関する次の記述のうち、放射性同位元素等規制法上正しいものの組合せはどれか。

- A 密封された放射性同位元素のみを診療のために使用するときは、放射線取扱主任者として放射線取扱主任者免状を有していない診療放射線技師を選任することができる。
- B 10テラベクレルの密封された放射性同位元素のみを販売するときは、放射線取扱主任者として第3種放射線取扱主任者免状を有している者を選任することができる。
- C 放射線発生装置のみを研究のために使用するときは、放射線取扱主任者として第1種放射線取扱主任者免状を有している者を選任しなければならない。
- D 表示付認証機器のみを業として賃貸するときは、放射線取扱主任者の選任を要さない。

- 1 ACDのみ 2 ABのみ 3 BCのみ 4 Dのみ 5 ABCDすべて

問25 放射線取扱主任者の義務等に関する次の文章の ～ に該当する語句について、放射性同位元素等規制法上定められているものの組合せは、下記の選択肢のうちどれか。

『第36条 放射線取扱主任者は、 にその職務を遂行しなければならない。

2 使用施設、廃棄物詰替施設、貯蔵施設、廃棄物貯蔵施設又は廃棄施設に立ち入る者は、放射線取扱主任者がこの法律若しくはこの法律に基づく命令又は放射線障害予防規程の実施を確保するためにする指示に従わなければならない。

3 前項に定めるもののほか、許可届出使用者、届出販売業者、届出貨貸業者及び許可廃棄業者は、 に関し、放射線取扱主任者の ならない。』

	<input type="text" value="A"/>	<input type="text" value="B"/>	<input type="text" value="C"/>
1	誠実	放射線障害の防止	意見を尊重しなければ
2	的確	放射性同位元素からの防護	命令に従わなければ
3	的確	放射線障害の防止	命令に従わなければ
4	誠実	放射性同位元素からの防護	意見を尊重しなければ
5	誠実	放射性同位元素からの防護	命令に従わなければ

問26 放射線取扱主任者定期講習（以下「定期講習」という。）に関する次の記述のうち、放射性同位元素等規制法上正しいものの組合せはどれか。

A 許可使用者は、選任された後に定期講習を受けた放射線取扱主任者に対し、前回の定期講習を受けた日の属する年度の翌年度の開始の日から5年以内に定期講習を受けさせなければならない。

B 届出使用者は、選任された後に定期講習を受けた放射線取扱主任者に対し、前回の定期講習を受けた日の属する年度の翌年度の開始の日から5年以内に定期講習を受けさせなければならない。

C 放射性同位元素のみを業として販売する届出販売業者は、定期講習を受けたことのない者を放射線取扱主任者に選任した場合は、選任した日から1年以内に定期講習を受けさせなければならない。

D 表示付認証機器のみを業として販売する届出販売業者は、放射線取扱主任者に定期講習を受けさせることを要しない。

- 1 AとB 2 AとC 3 BとC 4 BとD 5 CとD

問27 密封された放射性同位元素を診療のためのみに使用している許可使用者において、放射線取扱主任者が緊急入院することになった。入院期間中に当該放射線取扱主任者は、その職務を遂行することはできないが、この期間も放射性同位元素を継続して使用することとした。

この期間における放射線取扱主任者の代理者の選任に関する次の記述のうち、放射性同位元素等規制法上正しいものの組合せはどれか。

- A 入院期間が 10 日間と予想されたため、放射線取扱主任者の代理者の選任は行わなかった。
 - B 入院期間が 10 日間と予想されたため、第 3 種放射線取扱主任者免状を有している者を、放射線取扱主任者の代理者として選任したが、原子力規制委員会にその旨の届出は行わなかった。
 - C 入院期間が 40 日間と予想されたため、放射線取扱主任者免状を有していない薬剤師を、放射線取扱主任者の代理者として選任し、選任した日から 15 日後、原子力規制委員会にその旨の届出を行った。
 - D 入院期間が 40 日間と予想されたため、第 1 種放射線取扱主任者免状を有している者を、放射線取扱主任者の代理者として選任し、選任した日から 15 日後、原子力規制委員会にその旨の届出を行った。
- 1 ACDのみ 2 ABのみ 3 BCのみ 4 Dのみ 5 ABCDすべて

問28 特定放射性同位元素防護管理者に関する次の文章の ～ に該当する語句について、放射性同位元素等規制法上定められているものの組合せは、下記の選択肢のうちどれか。

『第38条の2 及び許可廃棄業者は、第25条の3第1項の政令で定める場合においては、特定放射性同位元素の を統一的に管理させるため、原子力規制委員会規則で定めるところにより、特定放射性同位元素の取扱いの知識その他について原子力規制委員会規則で定める要件を備える者のうちから、特定放射性同位元素防護管理者を選任しなければならない。』

2 及び許可廃棄業者は、前項の規定により特定放射性同位元素防護管理者を選任したときは、原子力規制委員会規則で定めるところにより、選任した日から 、その旨を原子力規制委員会に届け出なければならない。これを解任したときも、同様とする。』

	<input type="text" value="A"/>	<input type="text" value="B"/>	<input type="text" value="C"/>
1 特定許可使用者		防護に関する措置	30 日以内に
2 特定許可使用者		防護に関する措置	速やかに
3 特定許可使用者		防護に関する業務	速やかに
4 許可届出使用者		防護に関する業務	30 日以内に
5 許可届出使用者		防護に関する業務	遅滞なく

問29 事故等の報告に関する次の文章の ～ に該当する語句について、放射性同位元素等規制法上定められているものの組合せは、下記の選択肢のうちどれか。

『第28条の3

(7) 放射性同位元素等の使用、販売、賃貸、廃棄その他の取扱いにおける計画外の被ばくがあったときであつて、当該被ばくに係る が放射線業務従事者（廃棄に従事する者を含む。）にあつては ミリシーベルト、放射線業務従事者以外の者にあつては ミリシーベルトを超え、又は超えるおそれがあるとき。』

	<input type="text" value="A"/>	<input type="text" value="B"/>	<input type="text" value="C"/>
1 実効線量	5	0.5	
2 等価線量	10	1	
3 等価線量	5	0.5	
4 実効線量	5	1	
5 等価線量	10	0.5	

問30 等価線量限度に関する次の文章の ～ に該当する数値について、放射性同位元素等規制法上定められているものの組合せは、下記の選択肢のうちどれか。ただし、第6条の文章中、「前条第4号に規定する期間」は「本人の申出等により許可届出使用者又は許可廃棄業者が妊娠の事実を知ったときから出産までの間」とする。

『第6条 規則第1条第11号に規定する放射線業務従事者の各組織の一定期間内における線量限度は、次のとおりとする。

- (1) については、4月1日を始期とする1年間につき50ミリシーベルト及び平成13年4月1日以後5年ごとに区分した各期間につき100ミリシーベルト
- (2) 皮膚については、4月1日を始期とする1年間につき ミリシーベルト
- (3) 妊娠中である女子の については、前条第4号に規定する期間につき ミリシーベルト』

	<input type="text" value="A"/>	<input type="text" value="B"/>	<input type="text" value="C"/>	<input type="text" value="D"/>
1	けい部	500	胸部	2
2	眼の水晶体	500	腹部表面	2
3	けい部	200	胸部	1
4	けい部	250	胸部	1
5	眼の水晶体	100	腹部表面	2

